

公益財団法人浜松市文化振興財団実習生等の受入れ取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人浜松市文化振興財団（以下「財団」という。）の地域内外における文化、芸術、学術等の情報発信機能における公益的社会的役割を考慮し、第2条に規定する学生等が財団の業務を体験すること（以下、「実習」という。）を通して、専攻分野と社会との関わりや実務と理論の関連性を学び、自らの社会的役割を認識し、将来に向けた職業観を確立することを支援することについて必要な事項を定める。

(対象)

第2条 実習の受け入れの対象は、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 大学その他教育機関での履修科目又は専門資格取得のために実習研修等が必要となっている場合（学芸員実習又はインターンシップ等）
- (2) 教職員の授業や業務の一環として位置づけられている場合（教職員研修等）
- (3) 児童及び生徒等の社会体験授業の一環として位置づけられている場合（職場体験学習等）
- (4) その他理事長が必要と認める場合

(受入期間)

第3条 受け入れの日数は、概ね5日間とする。ただし、実習に参加する者（以下、「実習生」という。）若しくは大学等派遣元機関（以下、「大学等」という。）から特に指定する日数又は時間数がある場合又は実習生を受け入れる施設及び課（以下、「受入施設等」という。）において実習プログラム上必要と認める場合は、受入施設等の業務に支障がない範囲内において、日数を延長及び短縮する。

2 前項にかかわらず、博物館法施行規則第1条による学芸員実習の受け入れの日数は、別に調整する。

(受入時期及び人数)

第4条 受け入れの時期及び人数は、毎年、受入施設等と調整の上、決定する。

(受入手続き)

第5条 実習を申し込もうとする者（以下、「実習申込者」という。）は、大学等を通じて、又は直接、次の各号の文書を財団に提出する。

- (1) 財団代表理事（理事長）に宛てた依頼文書
- (2) 実習申込者の自己紹介シート（財団所定の様式、大学等の用意する様式又は市販の履歴書）

2 財団は、前項の文書が提出されたら、受入施設等と受入可否を調整し、その結果を大学等を通じて、又は直接、実習申込者に通知する。

3 受け入れの内定を受けた大学等は、公益財団法人浜松市文化振興財団実習生等受入に関する覚書（様式1）を速やかに財団に提出する。なお、実習申込者が直接手続きを行う場合は、次項の承諾書の提出をもって覚書の提出とすることができる。

4 受け入れの内定を受けた実習申込者は、承諾書（様式2）を実習開始日の事前に財団に提出する。

5 実習生各人の実習プログラム構築、期間の調整、前項に掲げる承諾書の受け入れ及び実習期間中の指導監督は、受入施設等が行う。また、大学等又は実習申込者との調整並びに第1項及び第3項の文書の受け入れに係る事務は、経営企画課が行う。

(実習生の身分及び処遇)

第6条 実習生は、財団職員としての身分を有しない。

- 2 実習生には、賃金、報酬、旅費、食事補助、その他費用及び手当に相当するものを支給しない。

(サービス)

第7条 実習生は、次の各号を遵守する。また、大学等は、実習生に対して法令及び次の各号を遵守するよう指導する。

- (1) 実習中は、財団の職員と同様に財団の規程、規則及びこれに基づく諸原則の定めに従うこと。

- (2) 実習中は、財団の実習場の所属長及び実習担当者の指揮、監督及び助言等に従うこと。
- (3) 財団の名誉を毀損するような言動及び財団の営む事業を阻害するような言動は行わないこと。
- (4) 実習中は、服装、言葉遣い及び態度に十分配慮すること。
- (5) 実習中は、財団が用意する名札を着用すること。
- (6) 実習生は、公用車の運転をしない。
- (7) 実習を通じて知り得た機密及び個人情報を、実習期間中に限らず実習終了後においても一切漏らしてはならないこと。

(実習の中止)

第8条 財団は、専ら財団に起因する事由により、この実習を中止しようとするときは、実習生又は大学等の同意を得、あらかじめ5日以上猶予期間をもって、実習生又は大学等に当該実習の中止を申し入れるものとする。この場合において、財団は、当該実習の残余期間等を考慮しつつ、実習生又は大学等と協議の上、適切な善後処理策を講ずることとする。

2 財団は、実習学生が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに実習を中止することができる。

- (1) 前条各号の規定に違反したとき
- (2) 故意又は過失により、財団の社会的地位を失墜させ、又は、財団に損害を与えたとき
- (3) 正当な理由がなく、実習に参加しないとき

3 前2項の規定により、実習が中止された場合、実習生又は大学等が損害を被ることがあっても、財団は一切の責任を負わない。

(災害補償)

第9条 実習期間においての実習生の災害又は実習先との往復途上での災害に対して、財団に責任のある場合をのぞき、実習生又は大学等が加入する災害傷害保険等で対応する。

2 前項の災害に際して、財団の労働者災害補償保険は適用しない。

(損害賠償)

第10条 実習生が実習期間において財団又は第三者に損害を与えたときは、実習生及び大学等が連帯してその損害を賠償する。ただし、その損害が財団の責に帰する理由によることが明らかな場合においてはこの限りとしない。

(その他)

第11条 実習生又は大学等から実習生の受入に係る謝礼の提供の申し出があっても、財団及び財団職員等はこれを受領してはならない。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年6月30日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年3月1日から適用する。